

報道関係者 各位

令和4年9月30日

【照会先】宮崎労働局労働基準部賃金室

室長 森 久美

室長補佐 吉田 恭

(代表電話)0985(38)8825

(直通電話)0985(38)8836

## 宮崎県最低賃金の改正について

### ～ 10月6日から時間額853円に ～

宮崎労働局（局長 田中 大介）は、宮崎県（地域別）最低賃金について、10月6日（木）から時間額「853円」（引上額32円）に改正します。

32円の引上げ（引上げ率 3.90%）は過去最大の引上げです。

また、宮崎県特定（産業別）最低賃金について、宮崎県内には4件の特定（産業別）最低賃金がありますが、現在、自動車（新車）小売業最低賃金は改正審議を進めております。

その他の特定（産業別）最低賃金については、今年度は改定されませんので10月6日（木）から宮崎県（地域別）最低賃金 時間額「853円」が適用されます。

最低賃金は、宮崎県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者に対し適用され、最低賃金を下回る賃金額は無効となり、最低賃金を下回る賃金を支払った事業主は刑罰の対象となります。

#### 【最低賃金法（昭和34. 4. 15法律137号）】

第4条（抄） 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

- 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分について無効とする。この場合において無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

# 知っていますか？

## 自分の最低賃金

### 宮崎県 最低賃金

# 853<sup>時間額</sup>円

令和4年 10月6日から

前年比 **32円UP** 

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ

WEBで  
確認！

最低賃金に関する特設サイト  
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは宮崎労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
宮崎労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>

最低賃金制度 検索

業務改善  
助成金

最大  
600万円  
を助成

# 「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合	① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)													

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

## 業務改善助成金

最大  
600万円を  
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
  - 2 引上げ後の賃金額の支払い
  - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
  - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

### 助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

## 年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

宮崎労働局 賃金室

業種 年度	地域別			肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業		
	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
14	605	1	0.17	632	0	0.00	659	1	0.15	645	1	0.16	673	1	0.15
15	605	0	0.00	633	1	0.16	660	1	0.15	646	1	0.16	674	1	0.15
16	606	1	0.17	634	1	0.16	661	1	0.15	647	1	0.15	675	1	0.15
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13
R04	853	32	3.90	678	0	0	831	0	0	705	0	0			

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27年から改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。  
 各種商品小売業最低賃金は平成2年から改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。  
 電気機械器具製造業最低賃金は令和4は改正なし→令和4年10月6日から地域別最低賃金を適用。

## 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移

(宮崎労働局)

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況(%)			最賃未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数	法第4条違 反事業場 数	違反率 (%)	適用される 最賃額を 知っている	金額は知 らないが、 最賃が適 用されるこ とは知って いる	最賃が適 用されるこ とを知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未満労働 者数	最低賃金 未満労働 者数の比 率(%)
21	126	9	7.1	55.6	44.4	0.0	2,234	44	2.0
22	140	8	5.7	0.0	100.0	0.0	1,706	25	1.5
23	161	12	7.5	23.0	77.0	0.0	1,725	43	2.5
24	141	5	3.5	53.1	43.2	2.1	1,593	13	0.8
25	157	20	12.7	45.0	50.0	5.0	1,886	84	4.5
26	142	13	9.2	30.8	53.8	15.4	1,772	36	2.0
27	185	17	9.2	52.9	41.2	5.9	1,223	65	5.3
28	181	21	11.6	38.1	57.1	4.8	2,561	93	3.6
29	200	23	11.5	56.5	34.8	8.7	1,489	52	3.5
30	209	26	12.4	34.6	57.7	7.7	1,693	42	2.5
31	244	22	9.0	45.5	45.5	9.1	3,466	63	1.8
02	262	15	5.7	46.7	46.7	6.7	2,718	41	1.5
03	110	7	6.4	88.2	11.8	0.0	879	11	1.3
04	208	13	6.3	46.2	53.8	0.0	1,504	27	1.8

(注) 各年とも1月～12月の間(21年は6月まで)の結果です。  
令和4年は3月31日現在の数値です。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督の実施結果(令和4年1~3月分)

(宮崎労働局)

⑧法違反の状況			⑩法違反事業場の認識状況(%)			⑦⑧最賃未済労働者の状況			⑪最低賃金額以上を支払っていない理由								⑫働き方推進センターに対する認識		⑬業務改善助成金に対する認識		
監督実施事業場数	法第4条違反事業場数	違反率(%)	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることは知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未済労働者数	最低賃金未済労働者数の比率(%)	1 売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった	3 適用される最賃額を知らなかった	4 最低賃金の改定(金額・発行日)を知らなかった	5 賃金を時間額に換算して比較していなかった	6 パート・アルバイトには適用されないと思っていた	8 高齢者には適用されないと思っていた	10 減額特例の更新申請を怠っていた	11 労働者から最賃額未済でも働かせてほしいと申出があり、合意があれば最賃額未済でもよいと思っていた	12 その他	知っている。	知らない。	知っている。	知らない
208	13	6.3%	179	29	0	1504	27	1.8%	1	7	2	1	0	0	0	0	2	48	160	43	165